

副 本

令和4年度 第2回吉川市総合教育会議録

令和4年10月27日（木）

令和4年10月27日 令和4年度 第2回吉川市総合教育会議

開会の日時	令和4年10月27日 午後1時30分
閉会の日時	令和4年10月27日 午後2時45分
会議開催の場所	吉川市役所202会議室
<p>会議に出席した構成員の氏名</p> <p>吉川市長 中原 恵人</p> <p>吉川市教育委員会 教育長 戸張 利恵</p> <p>教育長職務代理者 中島 新太郎</p> <p>教育委員 小林 照男</p> <p>教育委員 荒井 一美</p> <p>教育委員 岡田 早代子</p>	
<p>構成員以外の出席した者の職・氏名</p> <p>○市長部局の出席者</p> <p>政策室長 浅水 明彦</p> <p>政策室副室長兼政策室主幹 中村 喜光</p> <p>○教育委員会事務局の出席者</p> <p>教育部長 中村 詠子</p> <p>副部長兼教育総務課長 岡崎 久詩</p> <p>副部長兼学校教育課長 馬場 重弘</p> <p>生涯学習課長 岩上 勉</p> <p>学校教育課学校支援担当主幹 兼少年センター所長 進士 有美</p>	
傍聴人 0人	
<p>会議に付議した事項</p> <p>(1) 吉川市いじめの防止等のための基本的な方針の改正について</p>	

○中村教育部長 ただ今より、令和4年度第2回吉川市総合教育会議を開会する。本日は「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針の改正」について、ご意見をいただきたい。次に、本日の会議録の署名委員につきましては「吉川市総合教育会議運営要綱第5条第3項」の規定により、荒井委員、岡田委員にお願いする。

それでは、開会にあたり、中原市長から開会のおことばをお願いする。

○中原市長 今年も朝の挨拶運動で各校を回らせていただいている。各校長先生、PTAの皆さんが一生懸命取り組んでいただいております、修学旅行が無事に行え、コロナの影響も落ち着き順調な学校生活が送れていると思う。

本日は、岡田委員が初出席となるので、これまでの流れをお伝えしたい。この総合教育会議については、市長部局と教育長を組織の長とする教育行政が連携を深めるために設置され、最初に教育大綱についてご議論いただいた。その後にICT教育などについてご議論いただき、先日のプレゼン大会に結実し、形になってきたと感じている。本日の議題と関連するが、いじめの問題では、いじめが発生した場合に、教育委員会、学校等がどのように対応していくかを検討してきたところであり、いじめの被害者と加害者をどのようにサポートしていくかご議論いただきたい。

○中村教育部長 それでは「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針の改正」について、おおむね1時間程度となるが、意見交換をいただきたい。この後の進行については中原市長にお願いする。

○中原市長 議会でも色々ご指摘をいただいた。加害した子ども達をどのようにサポートし、被害を受けた子どもをどのように守り、それを担保していくか。議会からいただいたご質問を踏まえ、本市案を作成したところである。詳細については事務局より説明をお願いする。

○進士学校支援担当主幹兼少年センター所長 平成25年9月28日施行の、いじめ対策推進法は、社会総がかりでいじめ問題に向き合い対処するために、基本的な理念や体制を定めたものとなる。この法律の趣旨を踏まえ、本市においても平成27年度には、「吉川市におけるいじめ防止等のための基本的な方針」を定めたところである。今回、平成29年度の改正以後、2度目の改正を行うものである。過日開催したいじめ問題対策連絡協議会においては、この方針案の了承をいただいたが、方針案の具体的な手順等を定めたものを作成することは必要との意見をいただいている。方針については、この総合教育会議と教育委員会での協議を経て決定していくとともに、方針の詳細を示すものと

して別途対応書として作成していきたい。各学校においては、各学校の対応書を改正するとともに、管理職向けの研修会を開催していきたい。

今回の主な改正内容は8点あり、1点目は、いじめの定義の追加、2点目は、組織の定義の追加となり、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、いじめ問題再調査委員会を位置付けるものとなる。3点目は、これまでの基本的な方針には記載していない出席停止の項目を、国の方針を踏まえ追加した。4点目は、SNSに関することとして、デジタルシティズンシップ教育の充実による未然防止、インターネット等への理解について、内容を追加した。5点目は、重大事態の対処で「明確な事故」「病死以外の死亡事案」を重大事態の定義として追加した。対応書を作成していくなかで定義付けをはかることから方針についても明記するものである。6点目は、校内における体制のなかで校内いじめ対策委員会を置くこととし、いじめ発生時の校内の体制を明確にしたところである。7点目は、再調査のなかで再調査の主体を吉川市いじめ問題再調査委員会とすることを位置付けるものである。8点目は、いじめ防止等の基本的な方針の策定主体を吉川市と吉川市教育委員会とするものである。今回の会議では、特に出席停止を中心にご意見をいただければと考えている。

- 中島教育長職務代理者** きちんと整理されてきており、方針は良くできていると思う。いじめの定義において、心身等の苦痛を感じているとの記載があるが、いじめとするか、そうしないかの尺度をどう考えていく考えか。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 被害児童がいじめと感じている場合は、学校でもいじめと捉えることが共通認識としてある。ただし、程度の問題があるので、児童生徒に学校全体で丁寧に聞き取り、子どもが納得いくまで話を聞き、子どもの思いをきちんと捉え、解決するまで様々な支援を続けていくものとする。
- 中原市長** この場合の捉え方は、回数ではなく、被害を受けた子どもがいじめと感じる場合には、先生方が丁寧に対応していくとの認識でよいか。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** その通りである。
- 中島教育長職務代理者** 被害を受けた子どもからすれば、加害者から受けた行為をいじめと感じれば、全てをいじめと解釈できる場合がある。被害を受けた子どもの気持ちを考えると、幅広くいじめと捉えることは重要だが、中身を問わず全てをいじめとして捉えてしまうことは危惧される。
- 中原市長** スタートは被害を受けた子どもの気持ちに寄り添うことから始まると思う。

丁寧な聞き取りを行うなかで、加害の内容がそこまで言うことでなければ、お互いの和解につながることも考えられる。1つ言葉を変えるだけで、相手に嫌な思いをさせないことにもつながる。まずは、被害を受けた子の気持ちに寄り添い丁寧に対応していくことをこの会議での共通認識としたい。

次に2番目の組織の整備についてご意見をいただきたい。

○**中島教育長職務代理者** わかりやすく3つの組織が立ち上がり、非常によい体制で取り組みが進めやすくなると感じる。例えば、いじめ問題対策連絡協議会で話し合い、いじめであると事案を特定した場合には、教育委員会内にいじめ問題対策委員会が立ち上がる。その後、いじめ問題対策委員会において、事案をいじめではないとの判断し、その結果について、市長が設置するいじめ問題再調査委員会において、逆の結論と位置付けた。その場合には、どのような対応となるか伺いたい。

○**中原市長** 内部の意見について、どちらが正しいとなるかと言うことでよろしいか。教育委員会の判断した結論について、その後の世論の影響により市長部局が再調査につながる流れが一般的と認識している。例えば2年前にあったいじめに対して、教育委員会が1年をかけて結論を出す。そのあと、市長が1年半ぐらいをかけ再調査を行う。後追いで再調査をかけて本当に事実に基づいた調査を行えるか不安がある。早い段階で再調査を進めていくことを以前から申し上げてきたが、そのことについて委員のご意見を伺いたい。

○**進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 前回の議題にあがっていたので、調べてみた。国の方針においても並行して再調査を行うことを想定すると示されているようである。

○**小林委員** 同時並行、少し遅れて検証を進めていくイメージを持っている。最初に知りえなかった情報を加味し、検証が進むことも想定できる。国方針においても連携することが想定されており、検証に進むことに間違いはないと思う。

○**中島教育長職務代理者** 市長部局との連携がうまく進む方がよいと感じる。教育委員会のいじめ対策委員会が結論を出す段階で、市長部局に入ってもらい検証を進めていくこともよいのではないか。市長部局と教育委員会が連携して進めていくことがよい。

○**中原市長** 一義的には、教育委員会のいじめ問題対策委員会が結論を出していくと思う。再調査ではなく、調査を進めていくなかで得た新しい情報を加味して、教育委員会のいじめ問題対策委員会が調査を進めていくことも考えられる。再調査に進む場合は、どの

ような事由によることが考えられるか。

- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長 市長部局の再調査は、教育委員会が動かない場合、教育委員会の結論に納得のいかない場合に再調査委員会が設置されることが一般的と考えられる。
- 中島教育長職務代理者 市民からそのような申し出が出た場合は、1、2年後に市長の再調査委員会が立ち上がることでよいのではないか。
- 岡田委員 加害者からの申し出により再調査委員会が設置されることもあるのではないか。再調査委員会が設置されることで、もう1回、調査を行う機会があり保護者は安心するのではないか。
- 小林委員 他の事例では、最初に事を小さく収めようとした結果、事態が大きくなる場合が一般的ではないか。
- 中原市長 再調査ではない形で、市長部局が情報を得て、検証を行うことがよいのではないか。
- 戸張教育長 学校側が軽微なものとして初期段階で判断したがために、逆に悪い方向に事態が大きくなる事例もある。まずは事実をしっかり把握し、支援していく姿勢を最初からとることが重要と考える。再調査のため、組織を立ち上げることで遅いと感じる。連携してそれぞれの立場で検証を行うことがよい。子どもの状況に応じて、関わる部署も異なり、まずは情報を共有しながら、検証を進めていくことで必要と考える。まずは、いじめを起こさないこと、子どもしっかりと守ることが重要であり、市長部局も教育委員会も目的が異なる部分ではない。
- 中原市長 調査については連携しつつ独立性を担保することが必要となる。どのような組織とすることがよいか、市長部局で検討し、改めて委員にお示しする。
- 荒井委員 その方向でよい。
- 中原市長 次に4番目のSNS対策では、1ページ目でインターネットに通じて行われるものを含むと記載されているが、放課後の学校外についても対象に含めるという考えでよいか共通認識をはかりたい。
- 小林委員 今の子供たちには、デジタルシティズンシップ教育がもはや必要なものと言われている。家庭のみだけでなく、学校においてもしっかりと進めていくことが求められており、避けて通れないと思う。家庭で教育が難しい理由としては、世代によってはデジタルシティズンシップ教育がどのようなものであるか理解することが難しく、学

校が積極的にデジタルシティズンシップ教育を行うことでSNSを通じたいじめを解消できるのであれば、積極的に関わるものとする。

- 中原市長** 学校ではない空間で行われるいじめに対して学校が積極的に関わり仲裁すべきか、ご意見をいただきたい。
- 小林委員** 積極的に仲裁すべきと考える。現時点ではそれ以外に代替できる組織は想定できない。冷静に収めていくためにも学校が関与して解決していく体制がよいと考える。
- 中島教育長職務代理者** 子どもの教育に関わる部分と考える。子ども教育して育てていくことは、学校の仕事であることからしっかりと学校に関わるべきと考える。
- 荒井委員** 子どもの問題、学校外、学校内であろうとどこかで取り上げなければならない。身近な学校が解決していくことがよいと考える。
- 岡田委員** 学校が入ってもらうことはよい。一担任の先生にそれを求める。相談したとしてもどこまで対応できるかを考えてしまう。子どもたちは理解力や経験の無さから言葉足らずになりがちであり、そのような部分を教えられるところがあればよいと感じた。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 学校としては、学校外では保護者に積極的に関わってほしいのが本音である。学校でおきていることであるので、学校が対応しないわけではない。学校における教育は必要であるが、親の責任により家庭教育も必要と考える。
- 中原市長** 学校と保護者、お互いの立場の違いをどのように理解していくかが非常に大切で、その点をどのようにまとめていくかが重要である。一方的に先生に任せられてしまうことは、学校現場としても難しいのではないか。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** SNSのいじめについては、情報がSNS上から消去されてしまう場合もあり、学校だけでは対処が難しいこともある。警察など様々な機関との連携が必要と感じている。
- 中原市長** 本市ではデジタルシティズンシップ教育を一生懸命進めている。自分事ではないことについて教えを受けていても、具体的な事例を踏まえた勉強が無いと理解できない側面がある。そのあたりをどのように考えていくとよいかご意見をいただきたい。
- 小林委員** 教育のDX化が進むなかで、コロナ禍でDX化を急いだ結果、大人の準備よりも先に子どもの準備が先に進んでしまった。仮にあと3年かけて教育DX化を進めていけば、SNSに対する教育をカリキュラムとして組んでいたのではないか。オンライン授業やプリントの電子化だけがDXではなく、デジタルシティズンシップ教育に力を

入れることで、おそらく先生も追いついていけると思う。NTTコミュニケーションズなどのように教育DXを進めている企業は、ここを課題として捉えているので、連携を進めていければよいのではないかと。

○中島教育長職務代理者 夜中に教師が家庭までに赴き、教師が指導をすべきなのか。ある程度の限度を決めておいてもよいのではないかと。家庭と学校が連携を取りながら子どもの教育を進めていくこととなるが、学校には限度があり、保護者として責任を持つ意識も必要と感じる。

○荒井委員 社会の変化にあった教育が必要と感じる。それがデジタルシティズンシップ教育ではないか。もちろん家庭教育は大切であるが、保護者が家庭で教育できない場面も多々ある。そのため、家庭が学校に頼ってくる構図となる。学校だけではなく、他の力も借りながら親が学ぶことも必要なのではないかと。

○中村教育部長 デジタルシティズンシップ教育については、保護者向けに研修を進めているところである。

○戸張教育長 いじめ問題対策連絡協議会のなかでのご意見であるが、出席停止については慎重な意見が示された。警察からはSNSについては非常に難しい問題があるとの意見があった。教員が踏み込む限度もある。警察などに相談も必要する場面もあると思う。デジタルシティズンシップに焦点をあて、子ども達、教師、保護者向けに研修を進めている。その際には警察、保護者などにも協力を求めながら進めていく。

○中原市長 いじめに対しては、教育部、市長部局も垣根なく様々な機関と連携して取り組んでいく。それを1枚にまとめ保護者に示していくことができないか。1年生、2年生、3年生までの教育も厚くしていくことで、予防がはかれるのではないかと。

○小林委員 インターネットを介したいじめとインターネットを介した事件が議論のなかで同一として捉えられているように感じる。インターネット上では学校外部の人間がいて、その際に犯罪に巻き込まれる場合もあり、その場合、学校のみでは手に負えるものではないと捉え、警察が意見したのではないかと思う。学校の生徒同士でSNS上においてトラブルが発生した場合は、積極的に学校が関与すべきものとし、教育部分では、デジタルシティズンシップ教育を進めていけばよい。インターネット上の犯罪に巻き込まれた場合は、警察にお任せすることを定義付けして対応することでよい。

○中原市長 小林委員の意見のとおりだと思う。内部のSNS上のトラブルは学校で積極的に対処していく。外部も含めたインターネット上でのトラブルは警察などの関係機関

に相談して対処していくことで明確にしておく。

次にいじめの定義の仕方についてご意見をいただく。定義については、これまで議論を重ねてきたので、全ての事案を重大事態として捉え取り組んでいくことでよいのではないか。6番目、7番目、8番目の改正のポイントについても案のとおりでよい。

○**進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** いじめ問題対策連絡協議会において、児童相談所からは、出席停止を命じることについて、かなり慎重になることが必要との意見であった。被害者児童を守る視点も大切であるが、加害児童の人権と教育を受ける権利を守る視点も必要となり、出席停止の措置を適用するには、どのような場合に適用するか、本市としての共通理解をはかる必要がある。

○**中原市長** 出席停止を定義付けした自治体では、実際に出席停止を適用したところはないということでしょうか。

○**進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 国の調査結果では、この10年間で全国において出席停止としたケースが多い年で4件となる。本市として方針に記載するからには、ある一定の基準を持つ必要があると考える。

○**中原市長** 方針を踏まえ、被害者の保護者が、その基準に基づき加害者の出席停止を要求することも想定でき、一定の基準は必要だということだと思う。

○**中島教育長職務代理者** 判断の難しいところであるが明記はしておいた方がよいと思う。出席停止は加害者に対するものとして非常に重く、命じるのが難しい判断となることを教育委員会も学校も理解しておく必要がある。

○**中原市長** 出席停止となる場合、欠席となるのか。家庭学習を指示した場合は、教育権の侵害につながるのか。

○**進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 欠席にはあたらない。出席停止について対応方針に記載するにあたり、出席停止を命じた加害者に対する学習保障についても記載している。

○**中原市長** 国も出席停止を記載しており、出席停止を命じることを想定しているのではないか。

○**小林委員** 出席停止をあまり使わないというのは児童相談所の意見か。

○**進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** その通りである。

○**中原市長** 児童相談所からの意見は、どのような視点からの意見か。

○**進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** いじめ問題対策連絡協議会の委員としての

意見となる。

- 小林委員** 児童相談所の場合、措置案件があり、安全が保障されるまで教育の機会が制限されることを考えると、出席停止を命じることは問題ないとする。文言の明記は、国が明記していることを考えると、明記すべきとする。いじめのときに長期間の出席停止となることは考えられるのか。
- 中島教育長職務代理者** 校内暴力などの場合、加害児童を出席停止とすることが法律上明記されている。その場合は、被害児童を守る観点から断固して出席停止を行うべきとする。
- 中原市長** 物理的な暴力も心への暴力も同じように感じる。出席停止を命じるのが教育の放棄につながると感じる教育現場の考え方もあることは理解できる。
- 荒井委員** どこまでが出席停止にできるのか、その基準を示すことが難しいところだと思う。出席停止の文言を示すことはよいと思う。
- 中原市長** 出席停止とは、学校内の別の教室で授業を受ける場合は、適用となるのか。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 学校の中にいれば出席停止とはならない。
- 中原市長** 出席停止を命じる前の段階を設ければよいのではないかと。指導を行い、それでも改善が見られなければ、出席停止を命じるということでもよいのではないかと。保護者の視点の意見を伺いたい。
- 岡田委員** 出席停止は、被害者を守るためのものか、加害者を反省させるためのものか。出席停止を命じることで被害者側は、安心して学校にいけると思うが、加害者が出席停止を命じられることによって根本的な問題解決につながるものなのか。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 懲罰的なものではなく、被害者を守る視点での出席停止である。
- 中原市長** 市としては、出席停止を懲罰的なものではなく被害者を守るためのものと明確にしてよい。また、それを行うことがいじめの解決につながるものでないことも明確にしてよいのではないかと。
- 岡田委員** 出席停止は重い印象を受ける。出席停止が懲罰的なものではなく被害者を守るためのものであることは理解した。
- 小林委員** 出席停止して自宅謹慎しても出席日数に数えられると言うことで、卒業には影響が無いということでもよいのか。この方針における出席停止は家庭内で謹慎することか、別の場所で他の人と離れて教育を受けることを想定しているのか。

- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 出席停止は自宅と捉えてよい。学校内であれば別室指導となる。教育上必要な措置とは、家庭学習の指示や見届けを行うこと、オンラインでの指導を想定している。
- 中原市長** 被害者を守る行為に軸足を置き過ぎず、いじめの事案を解決することを目的に、被害者への対応、加害者への指導を適切に行うもので、懲罰的なものではないことを対外的に説明していけばよいのではないかと。
- 中島教育長職務代理者** 法律では被害者を守るためと位置付けられている。加害者の行為をやめさせることを目的に出席停止が位置付けられるものではないと認識する。
- 中村教育部長** 出席停止制度の運用のあり方では出席停止にできる場合を「児童生徒の傷害、心身の苦痛又は財産上の損失」、「職員の傷害、心身の苦痛又は財産上の損失」、「施設設備を破壊する行為」、「授業その他教育活動を妨げる行為」の4つとし、「児童生徒の傷害、心身の苦痛又は財産上の損失」を与える行為の例として、傷害に当たらないが、一定の心身の苦痛を与える行為が生じた場合については、出席停止もあり得ることであり、いじめられている児童生徒を守るため適切な対応をとる必要があるとされている。
- 中原市長** 出席停止の結論は、引き続き協議することは可能か。
- 進士学校支援担当主幹兼少年センター所長** 出席停止の文言を記載することの共通理解は、この場で諮りたい。出席停止の考え方については、対応書のなかでしっかりと議論いただければよいのではないかと。
- 小林委員** 被害者を守るためであり懲罰的な意図はない。法律を作る段では理解できる。学校として被害者を守る意思表示を強く示すのであれば、出席停止は子どもとしては懲罰的なものとして捉えるのではないかと。出席停止が教育権の侵害でなければ、文言を記載すべきと考える。
- 戸張教育長** 文言を記載して強いメッセージとして示すことは必要と考えるが、なかなか判断のしがたい事例も多く加害者と被害者の関係性を判断することが非常に難しいと感じる。出席停止を命じる前に学校として適切な対応を重ねていくことが重要と感じる。
- 中原市長** 出席停止について記載することをこの会議の共通認識としたい。今後、事例等を参考に内容を精査して、この基本方針案を決定させていただくことでよいかと。
- 中村教育部長** ご意見をいただいた内容を踏まえ、最終的な案とさせていただきたい。

令和4年10月27日 令和4年度 第2回吉川市総合教育会議

以上で令和4年度第2回吉川市総合教育会議を閉会する。

吉川市総合教育会議運営要綱第5条第3項の規定により署名する。

令和4年12月23日

教育委員 荒井 一美

教育委員 岡田 早代子